

官報

号外 昭和二十三年三月五日

○第二回 衆議院會議錄第二十四号

昭和二十三年三月四日(木曜日)

午後三時十四分開議

議事日程 第二十一号

昭和二十三年三月四日(木曜日)

午後一時開議

第一 國家公安委員任命につき同意の件

第二 警察法の施行に伴う關係法律の整理に関する法律案(内閣提出)

〔朗読を省略した報告〕

一、去る二月二十六日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

昭和二十二年法律第六十五号(裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律)等の一部を改正する法律

一、去る二月二十六日兩院法規委員長から議長宛、次の勸告書を提出した。

選舉法の改正等に関する勸告
予算の増額修正権に関する勸告
兩院法規委員会に関する規定の改正に関する勸告

一、去る一日松岡議長は、片山内閣総

理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

(法務廳調査意見第一局長) 岡咲 恕一
法務廳事務官

建設院技監 岩澤 忠恭

(建設院總務局長) 中田 政美

總理廳事務官 財津 吉文

(建設院都市局長) 伊東 五郎

(建設院建築局長) 八嶋 三郎

總理廳事務官 澁江 操一

(建設院特別建設局長) 目黒 清雄

總理廳事務官 菊池 明

(建設院官房長兼地政局長) 兼子 一

總理廳技官 佐藤 健一

法務調查意見長官 奥野 健一

法務行政長官 佐藤 健一

檢務長官 木内 會益

法制長官 佐藤 達夫

一、去る一日片山内閣總理大臣から松岡議長宛、次の通り発令があつた旨の通知を受領した。

一、去る二月二十六日予備審査のため

法務總裁官房長 田中 治彦

法務廳事務官 國宗 榮

同 龍内 禮作

同 村上 朝一

同 大室 亮一

同 岡田 善一

同 中尾 文策

同 齊藤 三郎

運輸事務官 山崎小五郎

第二回國會政府委員を命ずる。(二月二十三日)

一、昨三日片山内閣總理大臣から松岡議長宛、次の通り発令があつた旨の通知を受領した。

建設院技監 岩澤 忠恭
總理廳事務官 中田 政美
同 財津 吉文
同 伊東 五郎
同 八嶋 三郎
同 澁江 操一
總理廳技官 目黒 清雄
同 菊池 明
同 兼子 一
同 佐藤 健一
法務廳事務官 岡咲 恕一

一、去る二月二十六日予備審査のため

參議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

人身保護法案(參議院送付)(予第四号) 司法委員会 付託

一、去る二月二十六日參議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

昭和二十二年法律第六十五号(裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律)等の一部を改正する法律案

一、去る二月二十六日參議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和二十二年法律第六十五号(裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律)等の一部を改正する法律案

一、去る二月二十七日内閣から提出した議案は次の通りである。警察法の施行に伴う關係法律の整理に関する法律案

一、去る二月二十七日委員会に付託された議案は次の通りである。

警察法の施行に伴う關係法律の整理に関する法律案(内閣提出)(第一二号)

治安及び地方制度委員会 付託

一、去る二月二十日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員中村元治郎君提出入場税の税額に関する質問に対する答弁書

衆議院議員千賀康治君外二名提出略農業に関する質問に対する答弁書

〔参照〕

入場税の税額に関する質問主

意書

昭和二十一年度及び昭和二十二年(四月以降判明せる月迄の分)における入場税の都道府縣別税額を第一種、第二種に分ち、更に各種別(映画、サーカス、競馬等)毎に承知いたし度い。

右質問する。

昭和二十三年二月二十日

内閣總理大臣 片山 哲

衆議院議長松岡駒吉殿

衆議院議員中村元治郎君提出入場税の税額に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中村元治郎君提出入場税の税額に関する質問に対する答弁書

一、昭和二十一年度都道府縣別種類別の入場税の税額は別表の通りである。(税務統計による。)

二、昭和二十二年都道府縣別種類別の入場税の税額は、各財務局から報告を徴していないので今直ちに提出することは困難であるが、各財務局別入場税の税額については、目下集計中であるから、これが完了次第提出する見込である。

(單位千円)

局順都道		第一種										第二種				
名	号府縣別	演劇場	映画館	演藝場	観物場	競馬場	博覽會	展覽會	遊園地	計	舞踏場	麻雀場	撞球場	其ノ他	計	
東京	1 東京	38,698	95,193	6,571	572	1,916	15	179	193	143,337	12,162	1,715	372	754	15,003	
	2 神奈川	158	22,909	1,194	121	52	15	1	—	24,450	1,291	53	109	259	1,712	
	3 埼玉	1,256	7,254	977	143	65	—	—	—	9,695	388	21	29	47	485	
	4 千葉	771	9,062	2,077	55	9	—	11	51	12,036	—	53	38	146	237	
	5 山梨	237	3,960	335	3	—	—	2	—	4,537	—	45	20	64	129	
	6 栃木	1,311	9,359	1,773	308	21	3	—	16	12,791	195	22	45	141	403	
	7 茨城	1,703	6,944	1,802	274	24	1	—	—	10,748	—	7	26	68	101	
	8 群馬	2,084	11,841	2,897	124	162	21	—	82	17,211	—	9	80	204	293	
	9 新潟	995	9,673	1,499	190	19	11	15	—	12,402	78	44	21	59	202	
	10 長野	749	10,477	1,674	94	37	—	3	—	13,034	110	11	33	136	290	
	計	47,962	186,672	20,799	1,844	2,305	66	211	342	260,241	14,224	1,980	773	1,878	18,855	
大阪	11 大阪	16,235	91,938	6,493	32	—	60	17	154	114,929	22	1,917	533	629	3,101	
	12 京都	7,182	33,874	6,059	35	1,370	—	8	—	48,528	3,090	731	452	218	4,491	
	13 兵庫	10,541	37,284	4,075	617	208	18	23	490	53,256	833	849	347	256	2,285	
	14 奈良	602	5,708	513	—	76	—	—	—	6,899	—	96	65	114	275	
	15 和歌山	1,389	8,880	1,179	24	—	10	3	—	11,485	175	59	73	15	322	
	16 滋賀	424	2,308	266	19	23	—	—	—	3,040	34	54	41	116	245	
	17 福井	157	5,476	846	2	—	—	—	—	6,481	251	86	30	68	435	
	計	36,530	185,468	19,431	729	1,677	88	51	644	244,618	4,405	3,792	1,541	1,416	11,154	
札幌	18 北海道	5,495	40,529	10,125	716	1,107	—	5	—	57,977	380	344	419	160	1,303	
	19 宮城	1,479	10,526	2,051	254	48	1	5	—	14,357	113	13	17	16	159	
	20 岩手	816	5,853	1,481	247	—	—	2	—	8,399	46	17	35	31	129	
	21 福島	2,783	9,223	2,118	66	—	2	0	—	14,192	31	49	54	56	190	
	22 秋田	1,174	5,737	1,883	147	35	—	3	—	8,979	—	17	33	25	75	
	23 青森	1,303	10,035	3,627	105	—	—	—	—	15,070	—	4	8	11	23	
	24 山形	482	8,070	1,201	256	—	—	12	—	10,021	—	27	9	30	66	
	計	8,030	49,444	12,361	1,075	83	3	22	—	71,018	190	127	156	169	642	
名古屋	25 愛知	7,665	40,385	5,275	231	44	—	—	0	53,600	1,199	577	513	438	2,727	
	26 静岡	2,401	22,580	4,276	109	21	—	5	—	29,392	538	2	122	265	977	
	27 三重	1,583	9,095	1,833	128	15	—	0	—	12,654	1	76	132	138	347	
	28 岐阜	2,336	12,830	2,126	27	—	—	14	—	17,333	8	112	173	131	424	
	29 富山	607	7,124	1,471	5	—	—	1	—	9,208	—	33	33	47	113	
	30 石川	272	7,378	1,016	3	—	—	7	—	8,676	174	177	92	142	585	
	計	14,854	99,392	15,997	503	80	—	27	—	130,863	1,970	977	1,065	1,161	5,173	
	広島	31 広島	4,942	19,296	3,916	135	6	—	—	0	28,295	1,081	1	164	168	1,414
32 山口		4,319	11,880	3,659	136	20	—	—	0	20,014	33	56	116	69	274	
33 岡山		2,644	10,126	2,809	62	11	—	1	—	15,653	46	155	124	191	516	
34 鳥取		591	5,904	1,355	29	—	—	2	—	7,881	2	30	22	72	126	
35 島根		1,042	3,166	896	121	—	—	—	—	5,225	8	27	53	22	110	
計		13,538	50,372	12,635	483	37	—	3	—	77,058	1,170	269	479	522	2,440	
高松	36 愛媛	3,712	6,725	2,330	62	7	—	1	—	12,837	487	46	88	127	748	
	37 香川	1,233	5,599	2,081	110	—	—	—	—	9,023	350	137	90	88	665	
	38 徳島	1,385	4,470	960	46	—	1	1	—	6,863	—	33	32	17	82	
	39 高知	1,055	4,740	1,359	38	11	—	—	—	7,293	72	51	36	81	240	
	計	7,385	21,534	6,730	256	18	1	2	—	35,926	909	267	246	313	1,735	
熊本	40 熊本	3,233	10,621	2,231	159	4	—	0	—	16,248	38	50	68	56	212	
	41 福岡	10,279	53,783	6,049	236	39	—	7	19	70,412	879	462	623	498	2,462	
	42 大分	3,174	9,009	1,396	204	—	—	0	26	18,809	658	75	84	107	924	
	43 長崎	2,579	12,074	4,639	98	8	—	0	—	19,398	873	160	92	121	1,246	
	44 佐賀	2,628	6,790	2,029	239	67	—	—	—	11,753	75	39	52	53	219	
	45 鹿児島	716	5,751	1,897	136	19	—	5	—	8,524	167	52	44	40	303	
本	46 宮崎	1,785	5,728	1,445	70	6	—	3	2	9,039	—	14	36	24	74	
	計	24,394	103,756	19,886	1,142	143	—	15	47	149,183	2,690	852	999	899	5,440	
總	計	158,198	737,167	117,764	6,788	5,450	158	336	1,033	1,026,894	25,938	8,608	5,678	6,518	46,742	

酪農業に関する質問主意書

酪農家に対する当局の増産施策は悉く時待に反し、現実的には報奨物資も還元飼料も飼料畑保有上の恩典に於いても甚だ不安定であるのみならず、飲食料品中最も不利にして最低位ともいべき公定価格の制定のため、当局折角の指導奨励にもかかわらず牛乳生産意欲を著しく萎縮せしめ、特に酪農業者の危機に直面しているが、今回又々飼料公定価格の全面的な大引上げが実施せらるるに及び、酪農家は全く破局的窮地に迫込まれるに至つた、かくの如くにして今や酪農界は生産者たる処理業者たるとを問はず、乳牛の維持並びに生活確保のため業を放棄するか、法に反するかの大岐路に直面しておる、しかしながらわれわれは牛を愛し業を愛すると同時に、法を尊重し飽くまでもこれを遵守せんとするものである、これはいふまでもなく國家再建への途でもあるからである、かく信じかく努力しつつある斯界の窮状を御諒察の上、安心して牛乳生産供給の業務を遂行し得るよう早急乳價引上を主とする業者の救済方策につき次の各項について農林当局の方針所見を伺いたい。

- 一、畜産行政機構は各省各局に分れ特に酪農関係は、その弊害はなほだしく指導奨励方針も区々のため、酪農振興を阻害する点少なからず、これが行政機構の一元化を図ること。
- 二、現在の不合理なる牛乳及び乳製品公定価格を他の物價と均衡の保てるよう至急改正すること。
- 三、政府は供出牛乳一石につき麦類三斗三升の還元を公表せるも、未だに実行不十分なるを以て確実に履行するようせられたきこと。
- 四、乳牛維持飼料は現在最低必要量の二割乃至三割程度の配給あるのみにて、しかも不確実のため飼養管理上重大危機に直面せるを以て今少しく高率且つ確実に配給すること。
- 五、生後十八箇月以上の乳牛に対し

(参考資料)

一、飼料公定価格新旧対照表

(品名)	(量)	十一月二十六日 日官報発表新 公定価格	旧 九月十日改 訂
配給飼料	中味正六〇キロ	五〇七・一〇	二〇三・九〇
臨時配給飼料	同	三九三・四〇	二二六・〇〇
補助配給飼料二号	同正三七・五キロ	四四三・三五	三三七・四五
飼料用玉蜀黍	包裝込六〇キロ	五三七・三〇	二二〇・六〇
同 高粱	同	五二五・七〇	一九六・六〇
同 燕麥	同	四六八・〇〇	一九〇・〇〇
同 麥	同	二三四・八〇	一一三・三〇
フ ス マ	中味正六〇キロ		

飼料用澱粉粕	包裝込三七・五キロ	一九五・三五	一〇二・八五
魚粉	同	八五三・一五	一二二・三五
大豆	同四五キロ	八八・七〇	四七・六〇
小麦	中味正六〇キロ	九五・〇〇	六六・〇〇
大麦	同	九三・二〇	六六・〇〇

別紙に載設使用料一袋に付十八円三十八銭 麻袋保証金一袋に付五十円を要す			
二、牛乳現行公定価格			
農家生産原料牛乳	一升	十九円十二銭	
搾乳業者生産原料牛乳	同	二十一円二十四銭	
甲地区(大都市)飲用牛乳	一合	四円八十銭(配付)	
乙地区飲用牛乳	同	三円三十銭(同)	
三、牛乳生産原價の実情			
農家原料牛乳	一升の生産原價	六十二円九十七銭	
搾乳業者	右同	六十六円十銭	

昭和二十三年二月二十日

内閣総理大臣 片山 哲

衆議院議長松岡 吉郎

衆議院議員千賀康治君外二名提出
酪農に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

【別紙】

衆議院議員千賀康治君外二名提出
出酪農業に関する質問に対する

答弁書

一、酪農に関する行政機構は牛乳衛生に關しては厚生省、牛乳の生産取引及び加工に關しては農林省食品、乳牛、増産、飼料、配等關しては農林省畜産局が夫々所管し、その指導奨励方針について

は通達を保持するようには鋭意努力して来たが、その間において必ずしも充分とはいえない点もなしとは断じえないので、畜産振興五箇年計画の具体的遂行に當つては、これが円滑なる実現を図るため酪農行政の連絡緊密化についても充分考慮したいと思ふ。

二、牛乳及び乳製品の公定価格は、昭和九、十及び十一年の三箇年平均價格を基準とし、パリテイ計算法に基き決定しているが、今日までは飼料及び生産資材の確保がこれに伴わない憾みがあるので牛乳生産者より價格改訂を要求されているが、價格改訂は他物價との均衡及び総合的物價体系の維持等にも

関連するので、現在はこれ等生産用資材を確保すべく万全の努力を傾倒している。

三、供出牛乳にリンクする飼料の配給が遅延していることは、甚だ遺憾であるが現在の食糧事情から麦その他の配給が困難な実情にあり、その他の飼料で必ずこれを配給する方針である。

四、乳牛の飼料については従来とも重点的に考え配給を行つてゐるが、統制数量が僅少であるため所要量を充てない事情にある。

今後公團の設置輸入の促進及び国内飼料資源の合理的利用等に努めその目的を達したい。

五、二十三年春作において禾本科飼料作物一〇万町歩、苜蓿肥飼料作物一七万六千町歩に対し肥料一万四千噸を割当てその増産を講じつつあり酪農家の積極的協力を期待したい。

但し穀類及び諸類等供出の対象となる主要食糧については、食糧事情の現状から予め作付割当を行うことが困難であるので飼料の自家保有の問題として十分考慮したい。

六、牛乳生産並びに輸送に必要な各

種生産用資材の確保は、牛乳の増産及び価格維持のため緊要なのであるが、現下の資材需給状態からなかく困難であつて、昨秋発表のあつた緊急食糧対策に基き、自轉車、タイヤ、チューブ、地下足袋、ゴム長等を報奨物資として配給することとなつたが目下運配状態である。

なおこれ等とは別途に乳牛舎補修用資材及びサイロ用資材の配給確保に努めつつあるが、その配給量は需要量に比し極めて低位であつて誠に遺憾の状態であるが今後とも十分に努力する方針である。

○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

第二 警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出)

○笹口晃君 議事日程の順序を変更して、この際日程第二を繰上りし、その審議を進められんことを望みます。○議長(松岡駒吉君) 笹口君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程の順序は変更せられました。

日程第二、警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。治安及び地方制度委員長坂東幸太郎君。

警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

第一條 銃砲等所持禁止令の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に、「地方長官(東京都においては警視總監以下同じ)」を「公安委員会(都道府県公安委員会、市町村公安委員会及び特別区公安委員会をいふ以下同じ)」に、同條第二項中「地方長官」を「公安委員会」に、同條第三項中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三條中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二條 廣告物取締法の一部を次のように改正する。

第三條中「行政官廳」を「都道府県公安委員会又は市町村公安委員会(特別区公安委員会ヲ含ム)」に改める。

第四條中「行政官廳ノ命令」を「行政官廳又は都道府県公安委員会若ハ市町村公安委員会(特別区公安委員会ヲ含ム)ノ處分」に改める。

第三條 道路交通取締法の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「警察官吏」を「当該警察官若しくは警察吏員」に改める。

第六條第一項中「都道府県知事(東京都にあつては警視總監以下同じ)」を「公安委員会(都道府県公安委員会、市町村公安委員会及び特別区公安委員会をいう。以下同じ。)」に、同條第二項中「警察官吏」を「当該警察官又は警察吏員」に改める。

第七條第三項中「警察官吏」を「当該警察官又は警察吏員」に改める。

第九條第一項乃至第三項中「都道府県知事」を「公安委員会」に改める。

第十條第二項中「都道府県知事」を「公安委員会」に、同條第三項中「都道府県知事」を「公安委員会」に、「主務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

に、同條第四項中「都道府県知事」を「公安委員会」に改める。

第十五條中「警察官吏」を「当該警察官若しくは警察吏員」に改める。

第二十一條第二項中「都道府県知事」を「公安委員会」に改める。

第二十三條第二項中「警察官吏」を「当該警察官又は警察吏員」に改める。

第四條 狩猟法の一部を次のように改正する。

第十三條中「警察官署」を「市町村長」に改める。

第二十六條 削除

第五條 森林法の一部を次のように改正する。

第七十六條中「所轄警察官署」を「市町村長」に改める。

第七十八條第二項中「警察官吏」を「市町村長」に改める。

第八十條第二項中「警察官署」を「森林官吏又は市町村長」に改める。

第六條 傳染病予防法の一部を次のように改正する。

第十二條中「所轄警察官署」を「最寄ノ保健所長」に改める。

第七條 家畜傳染病予防法の一部を次のように改正する。

第二條乃至第九條及び第十一條乃至第十六條中「警察官吏又ハ」を削る。

第十七條第一項及び第二項中「警察官吏又ハ家畜防疫委員」に改める。

第二十二條及び第二十四條第一項第五号中「警察官吏又ハ」を削る。

第三十二條を削る。

第八條 瓦斯事業法の一部を次のように改正する。

第二十一條中「東京府ニ在リテハ監視總監」を削る。

第九條 他の法令中警察官署に関する規定は、当該警察署長に関する規定とする。

附 則

この法律は、警察法施行の日から、これを施行する。

警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により第二十六号の末尾に掲載〕

官報号外 昭和二十三年三月五日

衆議院會議録第二十四号 國家公案委員任命につき同意の件

〔坂東幸太郎君登壇〕

○坂東幸太郎君 ただいま上程せられました警察法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案に關しまして、その審議の模様を御紹介申し上げます。

この法律案は御承知の通り、来る三月七日から全面的に発足をします警察法の施行に關しましては、なくてはならぬ法律でありますので、緊急上程の要求がありまして、委員会でも緊急の必要を認めまして、去る二十七日開会し、審議をしたわけでありまして、その内容を申し上げます。

この法律案は、警察法が近く実施になりますので、これに伴いまして関係法令の一部を改正するものであります。

従來の警察の権限で、警察法の趣旨に照らし警察の責務として警察に残すべきものにつき、警察法によるどの機関の事務とすべきかを定めるとともに、この際警察から他に移譲すべきものはこれを移譲することにしてあります。この前の点につきましては、第一に、従前主務大臣とされておりましたのは、警察の主務大臣としてかつての内務大臣、現在の内閣総理大臣であります。警察法施行後は主務大臣では不明確でありますので、これを内閣総理大臣と定めており、第二に、従來監視總監、道府縣知事の権限に属してしました事項は、これを警察法の趣旨からいい、警察の運営監理の責に任ずる者たる都道府縣公安委員会、特別区公安委員会、市町村公安委員会の権限としており、最後に従前の警察署長、警察官署は、本法でも従來通り警察署長になつており、警察官吏は警察法附則第十九條の通り警察官、警察吏員とされているのであります。

その内容を簡単に申し上げますならば、第一條ないし第三條は、従來警察で担当してまいつた銃砲等所持禁止令、廣告物取締法、道路交通取締法に關する事務について、新警察制度のもとに當り得るために、それらの法令中従來都道府縣知事の扱つてきた権限を、今後は都道府縣または市町村の各公安委員会をして取扱わしめるようにし、その他必要な字句を改めようとするものであります。第四條ないし第八條は、従來警察になおその職務権限の留保されていた特種法その他の関係法律中の一部の事務を、警察法第一條の規定の趣旨に鑑み、今後は完全に警察の手を離してそれ〴〵主務官廳に移すために必要な字句の訂正を行おうとするものであります。第九條は、遺失物

法、銃砲火藥類取締法施行規則その他の法令について、警察法施行後もなお従來通り各警察署においてその執行に當り得るため、必要な読み替へをなそうとするものでございます。

かくて委員会は、別に質問もなく、委員長は満場に議案の可決を諮りましたところ、満場異議なくこれを原案通り可決したわけでありまして、以上、簡単に御報告申し上げます。

〔拍手〕

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第一 國家公案委員任命につき同意の件

○議長(松岡駒吉君) 日程第一に入り、去る二月二十六日、内閣より、警察法第五條第二項の規定に基き國家公安委員として植村環君、生方誠君、金正米吉君、清瀬三郎君、辻二郎君の五人を任命するため本院の同意を得たことの申出がありました。よつてこれを議題といたします。

討論の通告があります。これを許します。鍛冶良作君。

〔鍛冶良作君登壇〕

○鍛冶良作君 ただいま議題となりました内閣総理大臣からの同意を求める件については、遺憾ながら反対の意見を述べたいと存するものであります。

警察法第五條には、國會の同意を得て内閣総理大臣はこれを任命すると書いてあります。國會の同意を得れば、内閣総理大臣は任意に任命できると解釈しておられるのかもしれないが、國會の同意を得るといふことは、とりもなおさず國會に、はたしてこの任命がいいか悪いかを聴く、換言すれば、國民の意思を確めるというところが、この法律の精神であると考えるのであります。従いまして、内閣から天降り式にこの五人を突然出して、これでよろしいかといつて聴くがごときは、まことにこの法律の精神を無視したものであります。國民の精神をどこまでもくみとるというならば、事前にそれ〴〵の意思を十分にくみとるだけの手續を経、それだけの方法をとらなければならぬものだとは断言いたします。

私は、今日まで片山内閣のとつてきたいろ〴〵のことを考えてみますと、

多数でさえあれば何でもやれるという考えをもつて常にやつておる。このやり方がこの公安委員にまでも現われておるといふことは、まことに遺憾千万なることでありまして、法律の精神を無視し、強いて言うならば、民意を無視したるファッショ的精神に出たものだと言つたのであります。片山内閣はすでに辭職をしておる。もうすでに命脈のない内閣であるがゆえに、ここにあらためて打ちつようなことはしたくないのであるが、ただいまできんとおる新しい内閣についても、これと同一の精神をもつてやられるならば、將來に惡例を残すものであると考えるがゆえに、このことを深くきき打つのである。

國民が聞いて、あれは一体どういふ人だ、かりに知つておつたとしても、あゝいふ者がなるのかというやうな者をここに同意を求められるというに至つては、まことにわれ／＼國會としての義務を果さしめざるものだといわなければならぬのであります。この意味において私は、ただいまの同意について遺憾ながら反対せざるを得ない。

簡單であります。これをもつて反対の意思を表明いたします。(拍手)
○議長(松岡駒吉君) 千賀康治君。

〔千賀康治君登壇〕

○千賀康治君 同志クラブを代表いたしまして、ただいま上程されておる議題に対して反対意見の討論を行います。

なおまたこの公安委員というものは、國民の生命財産をつかさどるところの警察の元締である。この元締であるところの委員をきめるものであるがゆえに、この委員たるや、國民のすべての納得のいける、りつばな人を選んで出さなくてはならぬと思うのであります。これが、われ／＼國會としての任務である。われ／＼が同意をするというのも、この精神に基いて同意をせねばならぬ。しかるに、われ／＼が全然知らない者を内閣総理大臣が突然出して、しかも、いかなる人であるや、

國家公安委員の制度がここに発足をいたしました。かがやかしいわが國の警察制度の元締はただいま定められんとしつゝあるでございます。國民は、この問題に對しまして異常なる關心をもち、強い興味をもつてこの成り行きをながめております。しかして、かような大きな問題に對しましては、相當なる期間を残して内閣はわれ／＼に意見を求めるべきであります。すでに三箇月以上の期間がここにあるのに、内閣は一体何をしておつたか。さ

だめて個人的には、人間的には、いろいろな問題——内閣を投げ出されるほどでありますから、いろ／＼な氣持の上のいそがしいことはあつたろうと思ひますけれども、この重大なる國家公安委員を選定することに關しまして、何ら國會に相談をかけていない。最近になりまして、もうほとんど内閣の運命も極まつてしまつて、どこに責任があるのか、われ／＼は一体だれに文句を言つてよいのかわからないやうな時代になつて、突如としてこれを議會にかけるといふことは、これがほんとうに民意に忠実なる措置であらうか。

かゝ申す私は、治安及び地方制度委員でございます。当然われ／＼の属しておるこの委員会にまず意見を聴かれるであらうと思つて、心待ちに待つておりましたけれども、遂にそのことななく、ほんとうにあわただしい、何の考慮の時間もないやうなやり方で、突如として直接國會に相談をしてこられるというのでは、これは國民のほんとうの批判をここに集中することができない。私はむしろ、かような立場において、内閣は國民の批判から逃避して、この國家公安委員を内緒でつくろ

うという意思があつたんじゃないか、陰謀があつたんじゃないかとさえ疑うのであります。

こうしてやれば、むしろ國會議員の一人々々が、この人々のほんとうの人となりを知ることができません。われわれは政府からこうした履歷書はもらつておりますけれども、このあわたたしい期間に——これは本人が申告をいたしておる履歷書でございます。この履歷と、はたしてその人の暮し向きが合致しておるかどうか、これを調べる暇がない。かようなまことに無謀なる措置をもつてわれ／＼に賛成を強要せられることは、実に不愉快千万でございます。

われ／＼はかような意味におきまして、この人々を全部承認することができません。本來であるならば全部反対をいたすのが当然、またわれ／＼の良心の命ずるがままにすれば全部反対をすべきでありますけれども、いままさ、このあわたたしいときに全部もう一遍やり直せと申したところで、これは相當な時間がかかるであらうと思ひますから、とりあえず私は、この中で三人だけ認めまして、二人だけをいかにしても認めることができません。私

は國家的見地から申しまして、ただいま読み上げる方はやその資格を備えておると思ひますので、この三人は認めます。植村君、清瀬君、辻君、この三人はよ／＼ながら及第点をつけますけれども、私が姓名を読み上げなかつた候補者に対しては、われわれの同志は断固として反対をいたすのでございます。その個人的理由につきましては、あるいはその方々の前歴、あるいは生活態度等いろ／＼ございます。個人にかかわることでございますから、この点は、ここで公にすることをばかります。

どうか諸君、われ／＼の意思を付度せられまして、われ／＼と同調せられんことをお願いをする次第であります。終り。

○議長(松岡駒吉君) 外崎千代吉君。

〔外崎千代吉君登壇〕

○外崎千代吉君 本案に對して、革新新党を代表いたしまして一言申し上げます。

そも／＼、この公安委員の問題に對しましては、私も治安及び地方制度の委員の一人として出ておりましたが、おそろく全委員の方々も、自治警察はつくつたにはつくりましたけれども、は

たしてこれが完全な警察法であるか
いかということは、おそらくおわかり
のことと思います。これができまし
て、いよいよ満足することになりま
す。五千人以上の市街地では六人とか
八人とか十人とかになります。一
万や二万の人口をもっている村や町に
十人も三十人も警察官を置いて、は
たしてそれを地方が維持できるかでき
ないか、それさえもわれ／＼は疑問を
もっております。

また一つは、各町村をまわつてみま
するに、わずか五千や六千の人口をも
つておる所で、今までは駐在の巡査一
人や二人でやつておつたものを、こ
へ八人も十人も置いて一体何をするの
か。もちろん、われ／＼の生命、財
産、権利を守つてくれることはうれし
いことであるけれども、現在の日本と
しまして、六・三制の教育制度さえも
完成していない、なかんずく、すべての
点においてわれ／＼日本人が苦難の途
をたどつておるときに、治安警察を設
けて、各市町村に二十人も三十人も預
けてみたところで、この警察官を養わな
ければならぬと同時に、また警察官自
体も、小さな町や村に十人も二十人も
おつたところで仕事もないような状態
であつたならば、むしろ悪い結果を残

すのではないかと、自分に
委員であるけれども、これに対して非
常に危惧をもつてゐるものでありまし
て、國家の將來に対して、治安警察は
まことにありがたいような、ありがた
くないような、迷惑のような感じをし
てゐるのであります。

この場合にわれ／＼は、いたずらに反
對するものではありません。公安委員
の五名は法律によつて定められたこ
ろであり、政府がこれを指名すること
も、また決して悪いとは言いません。
どなたが立ちましても、反對する立場

にならばだれでも反對することができ
るのでありますけれども、ただ私は、
こういうものまで党利党略に用いるこ
となくして——お互ひに相談する必要
はないであらうけれども、とにかくよ
く納得のいくような方法をとつてやつ
ていくことに異議はないと私は考えて
おるのであります。

現に公職審査委員会におきましても
あのような始末で、前内閣が現内閣か
わかりませんが、とにかく片山内閣時
代につくつた公職審査委員会において
でも、あの例を見てもわかるごとく
に、わずか五人か七人の公職審査委
員会において、一人の平野力三氏の
審査にはいつて、一回、二回、三回と
開くたびごとに該当していない。これ

が天下に公表されて、また天下の人た
ちもこれを神聖なものと信じて、喜ん
でこれを迎えておつた。ところが、それ
が該当しないといへばまた延期し、ま
た延期しというぐあいにして、どこ
までも該当せしめようとしたように見
受けられるだけでも、すでに政府も信
任を得ないことであり、また公職審査
委員会それ自体さえも世間から非常な
疑惑をもたれておつて、現に世間では、
これに対して未だに釈然としたところ
がないのであります。

こういうような結果を來すのである
からして、この公安委員に對しまして
は、もちろん政府も御苦心されたこと
であらうと私は存じますけれども、
でき得るならば、一般が納得をし得る
ような方法をとつていくところにその
途があるのではないかとわれ／＼は考
えておるのであります。

しかも、この問題はきのうきより起
きた問題ではない。二、三箇月の期間
はあつたのであります。八、九十日の
期間のあるうちに十分これを議員全体
にわかるようにし、國民全体の納得し
得るような方法をもつてやる。そうし
て満場一致でできていたならば、國
民も安心してやつていくのではない
かと私は考えておるのであります。

(發言する者あり)

その辺でやつておる人たちは、ま
ことに結構な人たちであるけれども、
何でもかんでも、ただやればよいと、
のうな気分であるか

もしらぬけれども、われ／＼は眞剣な
のであります。こへ来る以上、少く
も國民を代表しておるつもりであつて、
いたずらに——のうな氣

持ではないのであるから、そういう氣分
はよく考えてもらいたい。この演壇は決
して歌舞音曲の場所ではないのであり
まして、歌やたいこでもやるような、そ
ういう華やかな所ではないのでありま
して、少くとも七千数百万の國民の全
体にわたる重大問題であるから、そう
いういたずらな——の役を

勤めてあなた方の氣分をそるような
ことをせず、神聖なる議場として私は
話しておるのですから、神聖な問題と
して取上げてもらいたいと思つてゐる
のであります。いたずらに私は言を左右

にするものでも、いたずらに反對する
ものでもないものであります。せつか
くのやじでありますから、やじも大
いに尊重しますけれども、ただいたず
らに政府與黨にこびることはやめても
らいたいの思ふのであります。
私は今言うごとく、この公職審査委

員会の問題にしましても、まことに不
明朗であり、遺憾に考へております。
しかし、できてしまつたことはやむを
得ないとしましても、これからやつて
いく問題は、今言うごとく、治安警察
というものがはたして完全な警察法で
あるかないかということは、もう一度
われ／＼は考え直してみたいと思つて
あります。

現に市町村に參つてみますれば、ま
つたこの二十名、三十名という警察
官をもてあましておる。日本の治安
もまことに悪くはなつておりますけ
れども、しかし、はたしてこの市町
村でも完全にこれを維持していけるか
というになれば、十分考えなければ
ならない。この場合において、この
公安委員というものは最も神聖でな
ければならぬし、また同時に最も大き
な役目をもつておると考へるのであり
まして、人を指して反對するの賛成する
のといふことは申し上げませんが、少
くともこの問題を、なせもつと早く
われ／＼に示してくれなかつたか。も
う少し國民に納得のいくような方法
をとつてくれなかつたか。政府も忙しか
つたであらうけれども、こういう重大
問題、國民全般にわたるような問題
は、こゝ簡単に取扱つてもらいたくな

いと思ひます。いま少しくわれ／＼は考慮し、研究するところは研究して、そうして全員の手によつてよくやつていきたいと思つてあります。

私はこういう問題に對しましては、いたずらに紛糾する問題でもないし、党利党略に用いる問題でもありませんから、あまりに研究の足りないものを、そのまゝのみにして賛成することには……(発言する者あり)靜かにしてくだされ。そういうわけでありまして、少くとも私は納得がいけない。納得のいかないものに對して、國民の前に完全に賛成の意を表することのできないことを遺憾とし、私は反對の意見を申し述べまして討論を終えたいと思ひます。

ただいま議長さんから親切に、
———
ということは議會の品位を汚すから取消してもらいたいと言われまして、私は謹んでお取消しを申します。

○議長(松岡駒吉君) 討論は終局いたしました。

これより採決するはすでありま
す。この際、暫時休憩いたします。

午後三時四十一分休憩

午後四時三十二分開議

○議長(松岡駒吉君) 計算させたところ、百六十一名あります。(拍手)

休憩前に引続き會議を開きます。

國家公安委員の任命同意につき採決

いたします。まず植村君、清瀬君、辻君の三名につき採決し、次に生方君、金正君の二名につき採決いたします。

植村君、清瀬三郎君、辻二郎君の

三君の任命について同意するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて同意を與うるに決しました。

次に、生方誠君及び金正米吉君の二君につき採決いたします。生方誠君及び金正米吉君の任命に同意するに——

訂正いたします。生方誠君及び金正米吉君の任命に同意を與うるに賛成の諸君に白票、反對の諸君は青票を御持参せられんことを望みます。閉鎖。氏名

点呼を命じます。閉鎖。

〔発言する者多く、議場騒然〕

○議長(松岡駒吉君) 議場内の交渉が整いせんから、規則通りに行います。先刻の記名投票の宣告を取消します。開鎖。

改めて宣告いたします。これより採

決いたします。生方誠君及び金正米吉君の任命に同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて生方君、金正君の任命に同意を與うるに決しました。(拍手)

自由討論

○笹口晃君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、衆議院規則第百六十二條にかかわらず、問題を定めないうち自由討論を行なわれんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 笹口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつてこれより自由討論には

いります。

小澤佐重喜君、発言者を指名願います。——小澤君はいませんか、その

次、小島徹三君、発言者を指名願います。

○小島徹三君 民主党は、本日の自由

討論を棄権いたします。

○議長(松岡駒吉君) それでは川野芳

満君、発言者を指名願います。

○川野芳満君 國民協同党は、本日の

発言を中止いたします。

○議長(松岡駒吉君) 東舜英君、発言

者の指名を願います。——東君がおり

ませんから、田中健吉君、発言者を指

名願います。

○只野直三郎君 議長、今のは相馬君

ですか、田中健吉君ですか。

○議長(松岡駒吉君) その次に相馬助

治君、発言者を指名願います。

○只野直三郎君 相馬君が急に用があ

りまして帰りましたから、私が発言することになつております。

○議長(松岡駒吉君) それでは只野直

三郎君、発言者の指名を願います。

○只野直三郎君 それでは私が只野直

三郎を指名いたします。

○議長(松岡駒吉君) 只野直三郎君に

発言を許します。

〔只野直三郎君登壇〕

○只野直三郎君 本日の自由討論にあ

たりまして、第一議員俱樂部を代表い

たして私が演説をしたいと思ひます。

私の演題は、日本はどうすれば再建

ができるか、こういう問題でありま

す。それに關しまして、私がかねて提唱

してありますところの統領制度理論

というものを、簡單ではありまするが

大体申し上げまして、日本再建の根本

の問題に觸れてみたいと思つてあり

ます。

現在の政治の混乱は、日本の國に政

治家がないためではない。人材が不

足なためではない。日本の政治の混乱

は、要すればわが國の政治組織の欠陥

からきておる。言いかえれば政治の仕

組が悪い。この政治の仕組をかえれ

ば、わが國の再建が必ずできる。こ

うことを私は痛感いたしておりま

す。

しかば、日本再建の根本は何であ

ろうか。いろ／＼と議論があります

けれども、私はただ一つ、ほんとうに

この民族の再建を期するためには、た

だ一箇所をかえれば、わが國の政治が

立ち直ると信じております。それは内

閣総理大臣の公選、これ以外にはない

と私は断言いたします。総理大臣を國

民が直接に選ぶ、これ以外に民族再建

の途は絶対ないと私は信じます。総

理大臣を公選すれば、何のためにわが

國の政治の再建が可能であるか。それ

らについていろ／＼申し上げたいと思

ひます。

今の日本の大きな問題は二つありま

す。それは天皇制の問題、もう一つは

インフレーションの問題であります。

天皇制の問題は、常識をもつてすれば

解決したごとく一通りの人は考えてお
ります。しかしながら、現在のわが
國におきましては、天皇制は解決して
おりません。それと同時にわが國のイ
ンフレーションというものは、容易な
ることで解決されないものでありま
す。天皇制の解決も、この民族にとり
ましては命がけの問題である。インフ
レーションの解決も、われ／＼日本民
族にとつては命がけの問題である。天
皇制もインフレーション問題も、見方
をかえれば同じ程度である。そういう
ふうに私は思います。

しからば、この二つの問題は何によ
つて解決し得られるであろうか。それ
は極端に申し上げます。総理大臣の公選を
することによつて天皇制は解決しま
す。インフレーションは止ります。私
の結論がはたして正しいかどうか。皆
さんの御批判に訴えたいのでありま
す。

そこで総理大臣を公選した場合に、
私はこれに統領という名前をつけた。
総理大臣を公選しますと、日本の政
治の組織機構が根本的に変わつてまい
ります。言いかえれば公選された総理大
臣は、その政治形式がちょうどアメリ
カの大統領制度と同じになつてまいり
ます。天皇制のものと米國の大統領制

度、これが私の統領制度であります。

大統領の大は、元首であるがゆゑに大
という尊称をつけますが、天皇制のも
とに総理大臣を公選すれば、公選され
た総理大臣は統領となつて、元首では
ない。そこに大きな違いが出てまいり
ます。総理大臣を公選しますと、公
選された総理大臣は当然任期制度にな
る。四年間の任期を満了する形をとる
のがよろしいと思います。政府が四年
間送らなければ、國會には解散という
ものがなくなります。國會に解散がな
く、政府が途中でやめないうること
になつて、初めて日本の政局が安定す
ると思ふのであります。この事柄は、
今日までの終戦以後のわが國の政治の
あり方をわれ／＼が考えた場合に、こ
れ以外には、もはやわが國の政治の再
建をする途がないのではないか、これ
を私は皆さん方に申し上げたいのであ
ります。

総理大臣の公選、このことは非常に
簡単なことであります。言葉としては
簡単であるけれども、総理大臣を公選
するといふそのことの内容が非常に大
きなものを含んでいることにわれ／＼
は氣づかねばならぬのであります。言
いかえれば、わが國の政治機構が根本
的に變つてまいります。われ／＼の國

民思想の中にはぐくまれておつたこ
ろの封建的な思想が、総理大臣公選に
よつて完全に撤廃されてくるのであり
ます。言いかえれば、総理大臣公選は
日本再建の根本の途であるといふこと
は、とりもなおさず、わが國の政治が
総理公選によつて完全に民主化するこ
とであります。総理大臣を公選すれ
ば、これがすなわちいわゆる人民政府
であります。天皇制下の人民政府、こ
れがわが國を救うところの唯一絶対の
途であるといふゆゑんのものは、人民
政府がすなわち徹底した日本の民主化
であるという観点に立つものでありま
す。

しからば、このような統領制度が
何ゆゑにわが國において実現が困難で
あるうか。統領制度の実現困難なるゆ
えん、総理大臣公選がわが國の政治の
表面に現れてこない理由は何による
か。それは法理学的な重大なる課題
がその中に伏在するからであります。
総理大臣を公選するのは、言うまでも
なくこれは人民の完全自治である。人
民の完全自治が現在の人民主権の思想
のままで行われたとしたならば、天皇
制は完全に廃止される。天皇制を完全
に廃止して、そして総理大臣の公選
をしてわが國の民主化をはかろうとす

ることが、はたしてできるか。國民大
衆がこれを受けるか。わが日本民族八
千万がこれを承認するか。おそらくこ
れは不可能であります。國民はこれを
認めません。天皇を廃止することによ
る総理大臣公選には、國民は賛成しな
いと思ふ。何となれば、人民主権の思
想のままで総理大臣を公選したなら
ば、それはとりもなおさず、わが國が
共和國家となるからである。

しからば、天皇制のもとに総理大臣
公選の方法がないかあります。それは
天皇主権のもとに、天皇の天命によつ
て総理の公選を行ふ。天皇主権のもと
に、國民に対して完全なる自治権を與
える。これがわが國における重大なる
政治上の課題となつてくるのでありま
す。天皇主権のもとに総理大臣の公選
をする。天皇の天命によつて総理の公
選をする。これならば、八千万の大衆
はこれを支持いたします。

しからば、現代は人民主権の時代
だ。人民主権の時代に、どうして天皇
主権の確立をはかるか、それが今の思
想と背反しないか、こういうことが問
題となつてまいります。私はこれに対
し、背反しないとはつきり申し上げ
ます。どうして背反しないかといえ
ば、今は人民主権の時代である。新憲

法によつて、われ／＼は人民主権の
時代にはいつておるけれども、人民主
権とは言いながら、天皇を象徴として
考へておる場合に、総理大臣は國會指
名にせざるを得ない法理学的な理由が
ある。しかも総理大臣の國會指名は、
皆條方、われ／＼がすでに承知してお
るごとく、今日のわが國の政治の混乱
である。これを考えた場合に、天皇主
権のもとに総理の公選をするといふこ
との行き方に対し、問題は天皇主権の
確立の方式である。私はこれに対し、
次のような解決案をもつておるのであ
ります。

それは、われ／＼八千万民族が今も
つておるところの人民主権を、われ
われ民族の自由意思の表明によつて、
天皇にこれを委譲することによつて、
天皇がこれを承諾なさつた場合に、天
皇主権確立があるのであります。とこ
ろが、人民主権を天皇に委譲するとい
ふことは、それは人民自身の總意の結
集でなければならぬ。日本民族の自
意の委譲によつて、意思表示によつて主権
の確立に可能となるのであります。
ところが主権委譲といふ問題になり
ますと、主権とは基本的人權ではない
か、基本的人權を他に委譲することが

できるか。これは學者の意見であります。私は可能である、何となれば、われわれが主権者なるがゆえに主権委譲が可能である、こういう論理をもつておるのであります。われ／＼が主権者であるから、主権者なるがゆえにわれわれの主権を他に委譲することは可能である。これは論理學を破壊しない限り、この思想を破壊することはできないと思う。問題は、これを実現する方法である。民族の総意である。上から抑えたものではない。下から盛上るものでなければならぬ。ここに民族運動の必要が起つてくるのであります。人民主権を天皇に委譲するといふこの行爲は、それ自体重大なる民族運動がなければならぬのであります。

しからば、その天皇主権が生れたとした場合に、その天皇主権の世界的性格いかんという問題になります。今の世界は、言うまでもなく民主主義の時代である。その民主主義の時代に天皇主権を確立し、天皇主権を世界に出張するといふことが、時代に対して大きな矛盾ではないかという疑問が起つてくるのであります。しかしながら私は、これに對し次のような解釈をしております。主権の所在を定めるといふそのことは、民族の性格を決定する

ことであつて、デモクラシーの本質と矛盾するものではない。委譲するのは、われ／＼が主権をもつか、それがもつかを決定するのは、民族の性格を決定する行爲である。民族の性格を決定する行爲は、それ自体民主主義の本質的な性格になり、われ／＼日本民族が天皇主権を欲する場合に、この民族に天皇主権を與えることがデモクラシーである。もちろん、これは上からの命令であつてはならない。下からの要望でなければならぬ。八千万大衆が天皇主権を欲し、天皇主権國家をつくらうという熱意をもつてそれを実現しようとする場合に、それ自体が天皇主権國家になる直接の要件であると思う。

このように、その民族の性格を決定する行爲である以上、われ／＼は、天皇主権そのものの確立は日本民族の性格を決定する行爲である、もし民族の性格を無視し、その上に樹立されるものでなければデモクラシーでないとするならば、そのデモクラシーは誤られたデモクラシーであると思う。民族の性格を否定するならば、その民族が奴隷民族になることである。われ／＼は、その意味において、人民主権を天皇に委譲し、民族の性格を決定するそ

のことがデモクラシーの本質に反するとかえたり、みずから欲する政治をみずからの手によつてつくり出すとなかなかたならぬ、それは明らかに民主的でない態度であると思ふのである。このような論理に立つて、それを世界に向つて主張する場合に、天皇主権を主張することは少しも差支えがないと思ふのであります。

しからば問題は、今のようない論理を実現するためにはどういふことが必要であるかという問題が残されております。これは、現在われ／＼がいただきたいおの新憲法を改正しなければ、これを実現することはできません。少くも新憲法第一條及び第六十七條、これらの變革が根本的な課題となつてまいります。

新憲法第一條は、天皇は象徴であるときめております。私は、天皇は象徴であるとは思いません。天皇は断じて象徴ではありません。この問題は、あまりに重大な問題であるかもしれせん。しかしながら、私は國會議員としてこの壇上で主張する以上、私は確固たる信念のもとにそれを主張するのであります。わが國の天皇は、建國以來主権者として君臨されたのであります。そうして天皇の政治的態度は、一

般政治上の大権事項は大臣、大連、關白太政大臣、あるいは征夷大將軍、あるいは内閣總理大臣といふごとく國民の一部の者に委ねられて、みずからは超然として君臨されたのであります。すなわち天皇は、主権者として君臨しながら、天皇の政治的態度は常に象徴的であつたのであります。しかるに終戦以後、わが國の政治家、學者、思想家の一部の人々は、天皇は主権者としての權威をもたれておつたといふこの歴史的なる事實を無視して、象徴的である部分だけを取上げて、天皇は象徴だときめたのである。これは明らかにわが日本民族の歴史的な性格を世界のデモクラシーに妥協させたものであると私は思ふのであります。このように妥協の憲法によつて民族千年の大計は立てることはできない、これが私の根本の主張であります。言いかえれば、憲法第一條の象徴といふことと私の言うところの象徴的といふのは、たいへんなる相違であります。

總感ある天皇が、しかも政治的には象徴的態度をとられ、これが日本民族の首長であつた。われ／＼はこれを政治に表現する場合に、われ／＼の總意を結集して、主権を天皇に委譲し、天皇主権を確立する。そうして、天皇の

大命によつて完全なる自治體をわれわれが與えられて、總理大臣の公選をやる。すなわち天皇は、この統領制度、理論から言へば象徴的態度をとられておる、これが日本の國の正しい姿であると思ふのであります。

そこで、最後に申し上げます。これでは天皇制の私の根本的態度は申し上げたのであります。が、しからば、インフレーションと總理大臣公選とはどういふ關係があるか。「ちつともわからぬ」と呼ぶ者あり。インフレーションの防止が總理大臣公選といかなる關係があるか。言い換えれば、統領制度を布けばなぜインフレーションが止まるか。この問題であります。時間がありませうから、ごく簡潔に申し上げます。

今のインフレーションを止めるといふことは、これは日本の政治においては大抵のことではありません。このインフレーションを止めるには、ここに日本に大きな革命が起らなければ止まらない。どんなに細工をしても止まらない。國民は刻々と苦しい生活の中に追ひこまれておる。インフレーションを止めるには、思い切つた地方分權を確立しなければならない。地方分權の徹底である。しからば、地方分權の徹底はどうい

うことに關係があるか。地方分権をしなれば、生産と消費の直結は生れてこない。生産と消費の直結がインフレーションを止める根本である。その生産と消費の直結をどうすれば具体化する事ができるか。それは今の府縣行政を止めることであります。今の府縣行政のままでは、インフレーションは止まりません。府縣行政区画を再編成する。少くも現在の府縣二つないし三つを一つにして、大体そのわくの中で自給自足がほほできる程度にわが國を区画するのであります。大体わが國を二十二、三に区画いたします。たとえば北海道を一つにする。四國を一つにする。八州を三つぐらいにわけける。あるいは中國地方を表裏にわけける。東北を表裏にわけける。こういうふうに、大体大きなわくに日本の國をわけるのであります。私はこれを州制度と言っております。府縣制度をやめて州制度をつくる。そうして、州制度のわくの中で自由經濟を許すのであります。わくとわくの間は嚴重なる國家の統制を施すのである。大都市のごときは、暫定的にこれを特別な保護をするのである。

これは普通の政治ではできません。そういう意味において、自給自足の

きる中で大体の自由經濟を許すというのは、どういふことであるかという、人間の欲望を満たしてやる。國民の欲望を許さなければ、ほんとうの自給自足經濟は生れてこない。生産と消費の直結が生れてこない。

この制度を布くためには、今の内閣制度ではできません。政治のバランスが壊れておる。今の府縣知事に対してすら思う存分權利を與える力がない。そのために、地方に対して出張所を設けて府縣知事の力に制限を加え、政治のバランスをとつておる。これでは、わが國の經濟再建も何もできない。中央依存である。わが國の九州から北海道から、陳情團が中央にやつてくる。この状態に対して、われわれは無関心であつてはならない。中央政府が強力であれば、地方分権が思い切つてやれる。この理論を實行しなければ、日本の再建はできないと私は思っております。

そのような意味におきまして統領制度を樹立すれば、經濟再建の根本であるインフレーションを止める見通しがついてくる。しかも、この統領制度を布くためには、天皇主權でなければならぬ。要すればわれわれは現在いただいておる憲法の改正をしなければ、わ

が國のほんとうの建直りはできない。

私は、このような意味におきまして、本日この機会を與えられ、皆様方の前に私の所懐の一端を申し上げる光榮を衷心から喜びながら、皆様方の賢明なる御批判と御指導を得たいと思つております。御清聴を感謝いたします。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) これにて自由討議は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時六分散会

出席國務大臣

國務大臣 西尾 末廣君

出席政府委員

内務局長官 林 敬三君

総理廳事務官 久山 秀雄君

